

役員等の報酬及び旅費に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人敬聖会（以下「法人」という。）の役員等に対する報酬及び旅費に関する必要事項を定めることを目的とする。ただし、法人の職員である理事及び評議員には、この規則は適用しない。

(報酬)

第2条 役員等の報酬は、次のとおりとする。

- (1) 理事長 理事会において定める。
- (2) 理事 日額 12,450円（出席1日につき）
- (3) 監事 日額 12,450円（出席1日につき）
- (4) 評議員 日額 12,450円（出席1日につき）
- (5) 評議員選任・解任委員
日額 12,450円（出席1日につき）

2 監事が監査のために業務に従事したときは、出席1日につき22,620円を支給する。

3 役員報酬の各年度の総額は、理事及び監事については、各々400,000円を超えない範囲で、第2条1の支給基準に従って算定した額を支給することができる。

評議員については、定款第8条で定められたとおりとする。

(旅費)

第3条 役員等が法人業務のため旅行した場合は、旅費規程により旅費を支給する。

(委任)

第4条 この規則の施行について必要な事項は理事長が別に定める。

付 則

この規則は、平成 9年12月 1日から施行する。

- 1 平成13年3月16日 一部改正
- 2 平成29年3月29日 一部改正
- 3 平成29年6月12日 定時評議員会で承認
- 4 平成30年1月18日 一部改正